

「可児市地域見守り協力活動」の手引き

第3期可児市地域福祉計画

私もつくる みんなで支える 安気なまち可児



令和4年 10 月

可児市福祉事務所（高齢福祉課）

1. 見守りで異変に気付いたときの流れ

① 異 変 の 発 見

検針、配達などの業務で家庭を訪問した際や活動をする中で、市民の異変に気付いた場合は、「異変連絡用メモ」を利用して、その様子を記録してください。



② 市 役 所 な ど へ 連 絡

「異変連絡用メモ」の内容を、市役所・高齢福祉課へ電話、または窓口でお知らせください。

⇒ 高齢福祉課・福祉政策係

【Tel0574-62-1111 内線 3221、3222】

《お願い》

※ 緊急時は、直接、警察署【110番】、または消防署【119番】に通報してください。

※ 連絡は、必ず電話、または直接高齢福祉課窓口でお願いします。その際、地域見守り協力事業所・団体からの連絡であることを教えてください。



③ 支 援 な ど の 対 応

市役所の関係部署や各地域包括支援センター、可児市社会福祉協議会で、対象の家庭を訪問するなどして必要な支援を行います。

後日、連絡をいただいた事業所・団体に、対応状況をお伝えします。

《注意事項》

- ◆ 緊急を要する場合は、直接、警察署、または消防署に通報をお願いします。
- ◆ 連絡を迅速・確実にお受けするために、第一報は必ず電話、または直接高齢福祉課窓口でお願いします。その際、地域見守り協力事業所・団体からの連絡であることを教えてください。
- ◆ 休日（土・日曜日、祝日）や夜間など市役所の閉庁時に連絡が必要な場合は、市役所日直、または宿直【Tel0574-62-1111】へ電話でお願いします。
- ◆ 業務や活動に支障のない範囲でご協力ください。

2. 見守りで確認していただきたいこと

一人暮らしの高齢者や高齢世帯、子育て家庭などで、次のような異変を発見した場合は市役所などへ連絡をお願いします。

【居宅の様子】

- ☐ 郵便受けなどに新聞や、郵便物が3日間以上溜まっている。
- ☐ 配達されたお弁当がそのままになっている。
- ☐ 水道メーターなどの数値が異常である。
- ☐ 最近姿を見ない。
- ☐ 家の中から異臭、異音がする。
- ☐ 玄関の周りや、家の中や外も、ゴミで非常に汚れている。
- ☐ 玄関、室内の電灯が点いた状態、または、消えた状態が何日も続いている。
- ☐ 何日もテレビ、ラジオがついたままになっている。
- ☐ ペットが衰弱している。 など

【本人、家族の様子】

- ☐ お金の支払い方に戸惑う。
- ☐ 支払う金額について、紙幣や硬貨の組み合わせが分からない。
- ☐ 同じ服装で、着衣が乱れている。
- ☐ 話の内容のつじつまが合わない。
- ☐ 伝えた内容をすぐに忘れる。
- ☐ 同じ話を何度もする。
- ☐ 無表情、ふさぎこんで、話をしようとししない。
- ☐ 身体から異臭がする。
- ☐ 生活が困窮している状況がうかがわれる。
- ☐ 殴られたような痕がある。
- ☐ 子どもが、長時間にわたり外でたたずんでいる。
- ☐ 保護者の気配がなく、いつも子どもが泣き叫んでいる。 など

異 変 連 絡 用 メ モ

連 絡 者	事業所・団体名			
	連絡担当者		連絡先 (電話番号)	
内 容	異変確認日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分ごろ		
	対象者の住所	可児市		
	対象者の氏名			
	対象者の連絡先 (電話番号)			
	異変の状況 【居宅の様子】 ☐ 郵便受けなどに新聞や、郵便物が3日間以上溜まっている。 ☐ 配達されたお弁当がそのままになっている。 ☐ 水道メーターなどの数値が異常である。 ☐ 最近姿を見ない。 ☐ 家の中から異臭、異音がする。 ☐ 玄関の周りや、家の中や外も、ゴミで非常に汚れている。 ☐ 玄関、室内の電灯が点いた状態、または、消えた状態が何日も続いている。 ☐ 何日もテレビ、ラジオがついたままになっている。 ☐ ペットが衰弱している。 【本人、家族の様子】 ☐ お金の支払い方に戸惑う。 ☐ 支払う金額について、紙幣や硬貨の組み合わせが分からない。 ☐ 同じ服装で、着衣が乱れている。 ☐ 話の内容のつじつまが合わない。 ☐ 伝えた内容をすぐに忘れる。 ☐ 同じ話を何度もする。 ☐ 無表情、ふさぎこんで、話をしようとしない。 ☐ 身体から異臭がする。 ☐ 生活が困窮している状況がうかがわれる。 ☐ 殴られたような痕がある。 ☐ 子どもが、長時間にわたり外でたたずんでいる。 ☐ 保護者の気配がなく、いつも子どもが泣き叫んでいる。 【その他】 			
連 絡 先	可児市役所 高齢福祉課 福祉政策係 TEL 0574-62-1111(代表) 内線3221、3222 ◎ 緊急対応が必要な時は、直接、警察署(110番)、または消防署(119番)へ			

※ この「異変連絡用メモ」について、FAX等で写しの提供をお願いする場合があります。

※ 連絡後、この「異変連絡用メモ」は適切に破棄してください。